

令和7年3月12日

福井県知事様

申請者 所在地 福井県福井市大手3丁目17-1
名 称 ふくい産業支援株式会社
代表者 職氏名 代表取締役 福井 花子

スポットワーカー活用支援事業補助金交付申請書 兼 完了実績報告書

スポットワーカー活用支援事業について、補助金の交付を受けたいので、スポットワーカー活用支援事業補助金交付要領第7条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

スポットワーカー活用支援事業

2 補助金の交付申請額

金 50,000円 (※別紙2の県補助金額を記載)

3 補助事業の実施期間

令和7年12月15日 ~ 令和8年3月6日 (※最終支払日)

4 申込内容確認結果通知番号

労政第3000号

5 添付書類

- (1) 事業実績報告書 (別紙1)
- (2) 歳入歳出決算書抄本 (別紙2)
- (3) 誓約書 (別紙3)
- (4) スポットワーカー雇用仲介事業者等に支払う紹介手数料の内訳が分かる書類
- (5) 補助対象経費の支払いが確認できる書類 (領収書等)
- (6) 納税状況の確認に関する同意書 (別紙4)
- (7) 消費税及び地方消費税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
(2か月以内に発行されたものに限る (※税務署より取得してください))
- (8) その他参考となる書類

(別紙1)

事業実績報告書

スポットワーカー等の雇用開始日	令和7年12月15日
雇用したスポットワーカー等の人数（延べ人数）	113名

支 払 日	スポットワーカー雇用仲介事業者等への支払総額(税込)	うち手数料（サービス利用料）もしくは労働者派遣に関する料金(税抜)
R8.1.15	202,856円	45,360円
R9.2.28	548,700円	62,563円
R9.3.6	195,700円	43,200円
合計	947,256円	151,123円

※1 本様式の各欄は必要に応じて追加してください。

※2 交付申請額は「うち手数料（サービス利用料）もしくは労働者派遣に関する料金」の額となります。賃金、交通費、消費税および地方消費税および、振込手数料は含みません。

担当者 連絡先	所属	総務課
	氏名	福井 太郎
	電話	0776-20-0390
	メール	rousei@pref.fukui.lg.jp

(別紙2)

歳入歳出決算書抄本

1 収入

(単位：円)

区分	予算額	摘要
県補助金	50,000 円	補助率 1/3、上限 10 万円 ※1,000 円未満切り捨て ($151,123 \times 1/3 = 50,374$ 円 ⇒50,000 円)
自己負担	897,256 円	
合計	947,256 円	

2 支出

(単位：円)

区分	予算額	摘要
人件費	947,256 円	※支払総額
補助対象経費計	151,123 円	※手数料
補助対象外経費計	796,133 円	消費税および振込手数料等
合計	947,256 円	

上記は、スポットワーカー活用支援事業補助金の歳入歳出決算書の抄本であることを証明します。

令和7年3月12日

名 称 ふくい産業支援株式会社
代表者 職 氏名 代表取締役 福井 花子

令和7年3月12日

誓 約 書

福井県知事 様

申請者 所 在 地 福井県福井市大手3丁目17-1
名 称 ふくい産業支援株式会社
代表者 職氏名 代表取締役 福井 花子

スポットワーカー活用支援事業補助金の申請にあたり、スポットワーカー活用支援事業補助金交付要領第3条に定められた補助対象事業者の要件をすべて満たしていることを誓約します。

記

- (1) 内容確認結果通知日までに、スポットワーク雇用仲介事業者等を介してスポットワーカー等を勤務させていない事業者、もしくは県が開催または後援するスポットワークに関するセミナーを受講、またはオンライン視聴した事業者であること。
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (3) 国または地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、または受けようとしてすること。）をした事業者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）および性風俗関連特殊営業またはこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (5) 国、県または市町が出資による権利を有する事業者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。
- (7) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団または暴力団員の統制下である法人でないこと。
- (8) 県税の全税目に滞納がないこと。

(別紙4)

県税の納税状況の確認について

私は、スポットワーカー活用支援事業補助金の交付を福井県に申請するに当たり、福井県の県税事務所等が、福井県労働政策課に対し、私の福井県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

令和7年3月12日

住所（所在地） 福井県福井市大手3丁目17-1

名称（企業名） ふくい産業支援株式会社

代表者職・氏名 代表取締役 福井 花子

福井県知事様

* 納税状況の確認に関する事項

本同意書に基づき提供された県税の納税状況は、福井県が実施するスポットワーカー活用支援事業補助金の交付事務以外には使用いたしません。

※福井県担当者記入欄

上記の者の 年 月 日現在の県税の納税状況については以下のとおりです。

滞納なし 滞納あり

徴収猶予あり

回答事務所 福井県税事務所 嶺南振興局税務部